

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	余呉まちづくりセンター 余呉屋内グラウンド
---------	--------------------------

申請者	所在地	滋賀県長浜市余呉町中之郷1117番地1
	団体名	余呉地域づくり協議会
	代表者氏名	是洞尚武

指定管理料提案額	令和4年度：13,139,000円 令和5年度：13,139,000円 令和6年度：13,139,000円 令和7年度：13,139,000円 令和8年度：13,139,000円
----------	---

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	・地域づくりや地域間交流の拠点とします。 ・気軽に学べる生涯学習の拠点とします。
(2) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	・各種団体との情報共有を図り、連携・協力して主体的にまちづくりに取り組んでいきます。
(3) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第3号に対する考え方や基本方針	・気軽に学べる生涯学習の拠点とします。
(4) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第4号に対する考え方や基本方針	・空き家対策についての勉強会などを実施します。 ・除雪対策の為に小型重機の講習会をします。
(5) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第5号に対する考え方や基本方針	・地域の人材発掘の情報収集に力をいれます。 ・地域住民が講師となり、地域間の交流を図ります。
(6) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	・余呉地域の総合型スポーツクラブなどと連携し、健康推進や体力向上の為に行事を実施していきます。

(7) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	・利用者が安全に且つ使いやすくなるように施設を管理し、利活用しやすいように備品の管理をおこないます。
(8) 施設の管理運営についての基本方針	・長浜市市民まちづくりセンター条例等法令を遵守し適切な管理運営に努めます。
(9) 指定管理者を希望する理由・目的	・余呉地域づくり協議会は、自治会をはじめ各種団体、公共的団体を包括しています。このことから、当協議会が、まちづくりセンターの指定管理者として管理運営にあたることで、地域住民や関係する団体と協力し、地域の課題解決をはじめとした住民自治の地域づくり、まちづくりに貢献できると考えます。
(10) 施設の課題とその対応	・地域の憩いの場や気軽に利用できる施設としての認知がまだ低いことから、一層の情報発信と気軽に立ち寄りやすい施設になるよう、開放やイベントなど計画実施していきたいと考えています。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	・社会教育活動や地域コミュニティ事業等を進展させる拠点の役割を担う為、公平で且つ適切な接遇に配慮できる人材の育成を心がけ、研修などに積極的に参加するよう努めます。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標	・施設を清潔で明るい雰囲気と環境を作りし、市民が自由に交流できるスペースを配置し気軽に利用できる場を確保します。
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	・当協議会には、地域で活躍する各種団体、自治会、公共的団体が含まれていることから、一体となり地域づくりに取り組んでいます。そのことから、まちづくりセンター内に事務局をおくことにより、協力・連携がスムーズにおこなえると考えています。
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	・まちセンだよりや地域づくりだより（2 か月 1 回）、またHPやFB SなどSNS使った施設の案内や情報発信をしていきます。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	・意見箱を設置します。 ・サークルの意見交換会に参加します。 ・利用者に対し（団体・個人等）アンケートを実施し、ご意見や感想、要望などを聞き取り、サービスの向上に努めていきます。
---------------------	---

(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応	・職員あるいは施設長が対応し、問題点を明確化することで速やかな対応を心がけます。また、必要に応じて市担当課と相談し解決策の提案や交渉を行います。
-------------------------	--

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	・施設の清潔を保ち、備品等の配置を工夫していきます。 ・日常の意見やアンケートの実施等により利用者のニーズを把握した上で問題の解決に取り組みサービスの向上に努めます。
----------------------------	--

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
-------------------------	-----------

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

7 スポーツ振興事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

8 自主事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画	事業計画書のとおり
--------------------	-----------

9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	・不要となった用紙の裏面をメモとして利用し、両面コピーを利用し、用紙の節約を図るなどし、事務経費の節減に努めます。 ・冷暖房の温度調節を守り、節電・節水を呼びかけ公共料金の節減対策に努めます。
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	・市が定めている現状通りの料金でいきたいと考えています。
(3) 休館日・開館時間の変更の考え方	・毎週月曜日並びに祝日及び年末年始を休館日としていますが、条例等に基づき必要と認める場合は、職員間調整により利用者ニーズに応じて対応していきます。 なお、地域や利用者の要望により利用時間や開館・閉館日に変更の必要が生じた場合には、市当局と速やかに協議し対応するものとします。
(4) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	・指定管理施設の維持管理上必要な専門的な資格を有する事項については指定管理上認められている専門業務委託により対応していきたいと考えています。 また屋内グラウンドの大きな修繕については市と協議の上検討していきたいと考えています。

(5) 安全・安心への配慮	・施設の見回り、危険な個所の有無の点検等を実施していきます。 ・緊急時に職員が対応できるよう、研修等を実施していく予定です。
(6) 必要な有資格者の選任、配置方法	・甲種防火管理者修了者を配置し、防火管理に努めます。 ・センターの維持管理上必要な、専門的な資格を有する事項については、指定管理上認められている専門業務委託により対応していきたいと考えています。

10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護するための取組	・長浜市個人情報保護条例の規定を遵守し、PCにはロックを、紙ベースのものに関してはロッカーに保管施錠し、個人情報保護に努めます。
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	・グリーンカーテンの取組や適正な空調管理 ・再生紙の利用など
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	・独自の危機管理マニュアルを作成し、速やかな対応ができるよう、訓練などおこなっていきます。

11 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法	・余呉まちづくりセンターは余呉文化ホールややまなみセンターと隣接することから周辺一帯を「小さな拠点施設」として位置づけ、地域住民や各種団体が交流を交わし、それぞれが繋がる場所になる施設と考えています。 その為の情報収集や情報発信は重要なものと考え、地域力向上の為の事業を提案実施していきたいと考えています。 また、地域の人材発掘に力を入れ、従来の「自分たちのまちは自分たちでつくる」という住民自治の理念に基づき、地域の課題解決に向けた講座（勉強会）の実施や、資源を活かした「自然・歴史・文化」を最大限に活用していけるよう一歩ずつ着実に推進していきます。
(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいこと	・誰もが気軽に立ち寄れる地域のコミュニティ施設となり、まちセンでの事業をきっかけとし、地域の特色を活かした活動につなげ、これまでのノウハウを駆使しながら、地域の活性化やまちづくり活動に取り組んでいきたいと考えています。

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

※審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことです。

事業計画書

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第1号に掲げる「市民主体の住みよく特色のあるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

地域のコミュニティ活動や生涯学習事業、子ども学び座、各種サークル団体の活動の場としての利活用をはじめ、地域づくり活動の拠点とし各種団体との連携のもと、課題解決に向けた取り組みも併せて実施していきます。

(2) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第2号に掲げる「市民と行政による協働の取組の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

住民自治理念の基、地域住民の身近な存在として、地域課題解決や住みよい地域づくりを進めていく為に、地域と行政または地域団体と住民（市民）、地域と他地域をつなぐ場所、つなぐ組織でありたいと考えています。

(3) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第3号に掲げる「生涯学習事業の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

人権：余呉地域人権学習協議会として構成する19自治会の人権学習推進員、擁護委員と共に、人権学習の推進支援を行います。

青少年：余呉青少年育成地区民会議として余呉地域の青少年の健全育成に努めます。

※人権学習協議会と青少年育成の共催として、「教育と人権のつどい」を開催します。

家庭教育：子ども学び座を開催し、体験学習を中心とした事業を実施していきます。

(4) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第4号に掲げる「地域課題に対する住民の学習及び活動の支援」についての考え方や基本方針を提示してください（地域課題は明確に示してください）。

◎豪雪による除雪の為に小型重機講習

自治会からの要望や参加者の取り纏めをおこない小型重機の講習を開催します。

◎空き家対策勉強会

・空き家が増えていく中、空き家の利活用やつなぎについて勉強会を開催します。

◎健康づくりや、振り込め詐欺などの講演会や講座を開催します。

(5) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第5号に掲げる「地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくり」に対する考え方や基本方針を提示してください。

地域の人材発掘や情報収集を今後も継続的に行い、地域の魅力（伝統等）をつなぐと共に、地域づくりに参加しやすい環境づくりに取り組み、地域の方の得意分野を活かした講座を企画・開催するなどして、学習の場とコミュニティの場を広げていきます。

(6) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第1号に掲げる「体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施」に対する考え方や基本方針を提示してください。

地域の総合型スポーツクラブと連携し、幼児から高齢者まで、日常生活の中にスポーツの機会を身近に取り入れていくため、リトミック教室、ニュースポーツ教室、出前講座、提案型のスポーツ教室などのスポーツ教室をはじめ、スポーツ強化事業に取り組みます。また、地域のマラソン大会などのスポーツイベントの開催を通じて、全ての住民（市民）が豊かさを実感できる生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(7) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第2号に掲げる「競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供」に対する考え方や基本方針を提示してください。

長浜市民スポーツ施設条例や同施行規則を遵守し、利用者に対し公平な態度で施設や備品の貸し出しをすると共に、施設の掃除、備品の点検等をしっかり行い、利用者にとって使いやすい環境を整えます。

また、破損品や危険な個所（場所）を発見した場合には、迅速な対応を心がけ安全を確保し、安心して施設や設備器具が利用できるようにします。

(8) 施設の設置目的をふまえて、施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

まちづくりセンターを、生涯学習事業や地域づくり事業、地域づくり活動の拠点として位置づけ、各種団体との連携のもと地域課題の解決に向けた取り組みも併せて実施していきます。

体育施設においては、安全にスポーツ活動ができるよう、施設の整備や、施設周辺の環境整備などをおこないながらスポーツの普及振興に取り組んでいきます。

また、スポーツを通じた青少年の健全育成や高齢者の健康維持の場を作る事を目標とし、スポーツを通して地域住民に生涯学習の場を提供できるよう努めます。

双方共、公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行い、利用者が安心して利用できる環境を作り上げます。

(9) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

余呉地域づくり協議会は地域コミュニティの活性化やまちづくり活動を行う自治会、各種団体、公共的団体が構成団体として加入しています。それにより団体間での情報交換や協力体制が整っています。

このように地域の自治会をはじめとする各種団体やサークル活動団体との関係性の深い当協議会がまちづくりセンターの指定管理者として管理運営にあたることができれば、地域住民や関係する団体等に対してタイムリーな情報提供が直接的、間接的に発信していくことができます。

また、当該センターを拠点とした、地域づくり・まちづくりへの取組が行いやすくなることで、地域コミュニティの交流の場としては基より、地域課題の解決に向けて迅速な対応ができることと考え、地域づくりにより一層貢献できるものと考えます。

(10) 施設の課題とその対応について提示してください。

まちづくりセンターにおいては供用開始から約2年が経過しましたが、新型コロナウイルス感染症の対策から、利用規制や休館期間があり、利用者の方々にもご不便をおかけしてきました。また、計画していた事業やイベントの中止が重なり思うような活動が出来ませんでした。施設を知っていただけるよう、立ち寄っていただけるよう広報等で周知をしてきましたが、まだ広く浸透していると感じることはできませんので、今後も施設の案内に合わせて、事業やイベントを企画し実施することで、施設を利用いただける機会を増やし、気楽に立ち寄れる場所にしていきたいと考えています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

5名の職員体制で管理運営していきます。

必要に応じて、時間外の対応や夜間の利用については夜間専門職員が管理するものとします。

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
(例) 所長	...	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30~17:15
施設長	管理運営統括	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30~17:15
事務職員	事業企画実施 会計・窓口業務		常勤	通常勤務 8:30~17:15
事務職員	事業企画実施 窓口業務	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30~17:15
事務職員	事業企画実施 窓口業務		パート	週3勤務 8:30~17:15
夜間職員	夜間施設管理		非常勤	状況に応じた勤務

(職員の採用計画)

まちづくりセンターとして、総合的な情報発信の拠点であるとともに、社会教育活動や地域コミュニティ事業等を進展させる拠点としての役割も担う為、来館者や活動団体に対し、適切な接遇と助言能力を必要とする為これらを満たす人材を確保します。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

職員としての資質向上に向けて定期的に自主研修を行うとともに市等主催の人材育成研修に積極的に参加できる環境を作ります。

併せて、各種事業遂行上必要な資格については取得に向け積極的に取り組み人材を確保します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第 4 条第 1 号及び第 2 号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標を提示してください。

施設を清潔に保ち、備品等の配置を工夫することで施設の環境を保ち、施設に足を運んでもらい施設をもっと知っていただけるように事業を計画していきます。

また、地域づくり協議会やまちづくりセンターの広報紙などで施設の利用案内や活動している内容の情報発信をし、利用促進に向けて情報発信を積極的に行っていきます。

【達成目標】

余呉まちづくりセンター

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和 4 年度	600 件	6,500 人	過去の実績を元に算定及び利用促進による増加を考慮
令和 5 年度	630 件	6,800 人	
令和 6 年度	650 件	7,000 人	
令和 7 年度	680 件	7,200 人	
令和 8 年度	700 件	7,500 人	

余呉屋内グラウンド

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和 4 年度	600 件	10,200 人	過去の実績を元に算定及び利用促進による増加を考慮
令和 5 年度	650 件	11,050 人	
令和 6 年度	700 件	12,000 人	
令和 7 年度	750 件	11,800 人	
令和 8 年度	770 件	13,100 人	

(2) まちづくりに関係する地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください。

本協議会の構成団体には自治会、各種活動団体、公共的団体など地域で活躍するほとんどの団体が含まれており、一体となり地域づくりに取り組んでいます。

その為、自治会、各団体との情報交換や協力体制がスムーズに行える体制となっていることから、協力・連携した活動が行っていけることと考えます。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

①当協議会の広報紙やまちづくりセンターだよりの発行により、情報提供に取り組んでいます。

②施設内の掲示板を利用し、利用者に対し情報発信をしています。

③また、当協議会のホームページやフェイスブックを利用した情報発信にも積極的に取り組んでいます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

利用者の意見に耳を傾け、話やすい場所にすると共に、意見箱の設置をし、利用者からのアイデア、意見、苦情を聞き取りこれに迅速に対応することで管理運営の質を高めます。

また、毎年度末に利用者に向けたアンケートを実施し、問題の解決、ニーズ、利用促進に取り組んでいきます。

(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応について提示してください。

苦情や提言については施設長あるいは職員が対応します。安全対策や修繕等については必要に応じて市担当課と速やかに協議して対処するものとします。

- ①内容、問題点の明確化
- ②経緯及び結果の記録
- ③解決策の提案・交渉（市担当課との協議）
- ④合意した解決策の実施
- ⑤防止策及び改善策の検証

また意見箱を設置し、意見・要望・苦情などを聞き取り、これに迅速に対応することで、管理運営の質を高めます。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

毎年度末に利用者へのアンケートを実施し、ニーズの把握・要望などを聞き取り、管理運営に努めていくと共に、職員の意識向上、資質向上に向けた研修も行っていきたいと考えています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第 4 条第 1 号及び第 2 号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

特にまちづくり推進事業の提案については、3 つ以上の事業提案を求めます（A 4 版・任意様式）。

① 余呉の良さを知る講座

1. 歴史や伝説を知る講座（4 回 参加人数 20 人/回）

賤ヶ岳合戦にまつわる歴史講座・史跡探訪

余呉の伝説にまつわる講座・史跡探訪

2. 余呉の暮らしの伝承（2 回 参加人数 15 人/回）

山菜・野草の保存食講座

お漬物など保存食講座

② はごろもフェスティバル（文化祭）開催

サークル活動の成果発表や余呉の子どもたちの作品発表の場を提供し、地元の住民の交流の場としてまちづくり事業として取り組みます。

（年 1 回）

③ 相談窓口の設置

まちづくりセンターに総合相談窓口を設置し、状況に応じて提言あるいは改善に向けて市や関係機関につなぎ地域住民の住みやすい環境づくりに尽力します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

なお、必須的生涯学習推進事業である以下の①～③については必ずテーマごとに1つ以上の事業を提示すること。

① 人権

内容：余呉地域人権学習協議会として構成する19自治会の人権学習推進員、擁護委員と共に、人権学習の推進支援を行います。

また、各自治会に設置している人権学習擁護委員を中心に各自治会の人権学習会に向けた取り組みを行います。

総 会： 年1回 人数80人

研修会：総会時に各自治会と打ち合わせを兼ねて開催

つどい：「教育と人権のつどい」の開催 ※青少年育成との共催 人数250人

② 青少年健全育成

内 容：余呉青少年育成地区民会議として余呉地域の青少年の健全育成に努めます。

また、委員研修を行い委員の意識の向上に努めます。

総 会： 年1回 人数25人

研 修： 年1回

つどい：「教育と人権のつどい」の開催 ※人権学習協議会との共催 人数250人

③ 家庭教育

内容：子ども学び座を継続開催し、体験学習を中心とした事業を実施します。

回数：年6回 人数 1回10人

④ その他生涯学習推進事業

内容：高校生以上を対象とした講座の開催をします。

回数：年6回

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 スポーツ振興事業に関する業務【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

① スポーツ振興・健康づくり事業

管理施設の設置目的に合致したスポーツ教室、スポーツ大会、健康づくり講座や、子どもの体力向上、高齢者の介護予防を目的とした取組等、スポーツ振興や地域住民の健康増進に関する事業。

地域の総合型スポーツクラブとの連携を取りながら事業を実施していきます。

○親子リトミック 毎月1回 参加人数10人/回

未就学児の親子を対象としたリトミック教室を開催します。

○健康体力づくり講座 年3回 参加人数 20人/回

※健康づくりの為に教室を開催します。

○アスリートに学ぶ走り方教室 年2回 参加人数 25人/回

※地域の小中学生を対象に県内大学や専門の方を講師に迎え開催します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

8 自主事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

他団体と連携しながら少子高齢化対策、生きがいづくり、空き家対策、まちづくり教室、
獣害対策等々余呉地域における課題に向けた講座を開催していきます。

◎空き家対策講座

空き家を地域資源として利活用促進に向けての講座を開催していきます。

年2回 参加人数 25人

◎獣害に強い農園対策講座

獣害に強い農産物の生産や農園管理の工夫についての講座を開催します。

年2回 参加人数 15人

◎料理教室

地域の人材を講師としてお迎えし、料理教室を開催します。

年4回 参加人数 10人

◎はごろもフェスティバル

各サークル団体や地域住民の発表の場や地域交流の場を提供します。

年1回 参加人数 300人

◎フリーマーケット

地域ぐるみでリユース、リサイクルに取り組める環境を作ります。

年2回 参加人数 100人

その他

特定健康診断の受診啓発活動

健康講座などを開催し、住民の健康維持を図ります。

文化芸術協会と連携し、各サークル団体が活発に活動できるように支援します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について、具体的に提示してください。

職員をはじめ、施設利用者に節電・節水を呼びかけ、省エネに対する理解を深め、実際に取り組む気運を高めます。

1 事務経費の節減対策

- ・ 不要となった用紙の裏面活用
- ・ 両面コピーを利用し、用紙の節約
- ・ 小規模修繕を心がけ、大規模修繕を少なくします。

2 公共料金の節減対策

- ・ 冷暖房の温度調節を心がけます。
- ・ 節電・節水に協力を要請し、特に冬場の凍結漏水防止対策に努めます。
- ・ 利用に支障のない範囲で間引き照明を実施します。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

区分		単位	使用料（税抜）	利用料金（案）
余呉まちづくりセンター	多目的ホール	1 時間	2 8 0 円	2 8 0 円
	小会議室	1 時間	9 5 円	9 5 円
	中会議室	1 時間	9 5 円	9 5 円
	大会議室	1 時間	1 9 0 円	1 9 0 円
	和室	1 時間	9 5 円	9 5 円
	工作室	1 時間	1 9 0 円	1 9 0 円
	ミーティング室	1 時間	9 5 円	9 5 円
	調理室	1 時間	2 8 0 円	2 8 0 円
余呉屋内グラウンド		1 時間	3 7 5 円	3 7 5 円

（利用料金の設定根拠）

現在の利用料金が定着しているので、現状のままの利用料金設定が望ましいと判断した為

(3) 休館日・開館時間の変更について、具体的な考え方を提示してください。

「長浜市まちづくりセンター条例」及び「同管理規則」並びに「同指定管理運営業務仕様書」の記載事項を厳守するとともに、利用者のサービス向上に努めます。

休館日については毎週月曜日並びに年末年始及び祝日を休館としていますが、必要と認める場合には職員間調整により利用者のニーズに対応していきます。

なお、地域の要望等により利用時間や開館・閉館日に変更の必要が生じた場合には、市当局と速やかに協議し対処するものとします。

(4) 維持管理業務仕様一覧の内容をふまえ、維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の具体的な内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について、標準的な年間作業計画を提示してください（A4版・任意様式）。なお、そのなかでは仕様一覧の内容を上回る部分について積極的に提案してください。

別紙1 余呉まちづくりセンター維持管理年間作業計画 に記載

(5) 安全・安心への配慮について提示してください。

○余呉まちづくりセンターは原則バリアフリーになっていることから、館内が清潔に
よう常に職員が心がけるとともに利用者についても清潔保持について協力を求めま
す。

○館内はすべて禁煙とし、喫煙は所定の場所とします。

○施設利用者がだしたゴミは原則として持ち帰りとします。

○with コロナ対策として、今後も消毒、検温を実施し、各部屋の換気に努めます。

○防災・防犯の危機管理を徹底します。

(6) 必要な有資格者の選任、配置方法について、具体的に提示してください。また、貴団体におい
て、最低限必要なものに加えて有益な有資格者を管理施設に配置できる場合には、その内容や効果に
ついて提案してください。

①甲種防火管理者講習修了者を配置し、防火管理に努めます。

② 本センターの維持管理上必要な専門的な資格を有する事項については、指定管理上
認められている専門業者委託により対応していきたいと考えています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組について、具体的に提示してください。

長浜市個人情報保護条例を遵守し、次の通り対応します。

- ① 個人情報記録媒体は事務室内の施錠可能な保管庫で保管し、施設長が管理責任者となります。
- ② 個人情報の収集に当たっては、利用目的を明確にし、適法且つ公平な手段により必要最小限の情報を留めます。
- ③ 個人情報の利用にあたっては利用目的の範囲内を厳守します。
- ④ 本人の同意を得ず、個人情報の複写や第3者への提供はしません。
- ⑤ パソコンや用紙の裏面利用による情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティに関する職員教育を行います。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組について、具体的に提示してください。

- 館内はすべて禁煙とし、喫煙は所定の場所とします。
- 施設利用者が館内で出したゴミは原則持ち帰りとします。
- ごみを処分する場合は決められた分別に従い、資源ごみを仕分けします。
- グリーンカーテンに取組むなど、CO₂の排出削減に努力します。
- 再利用可能な事務用品、アクア土嚢などを利用し環境に配慮した品物を利用していきます。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制、予防対策について、具体的に提示してください。

別紙2 余呉まちづくりセンター危機管理マニュアル に記載

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

11 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法について、自由に記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

余呉まちづくりセンターは余呉文化ホールややまなみセンターと隣接することから周辺一帯を「小さな拠点施設」として位置づけ、地域住民や各種団体が交流を交わし、それぞれが繋がる場所になる施設と考えています。

その為の情報収集や情報発信は重要なものと考え、地域力向上の為の事業を提案実施していきたいと考えています。

当施設で行われる事業は、地域住民の教養の向上や伝統文化の伝承に寄与するものであり、また周辺施設に訪れる人々にも気軽に立ち寄れる交流施設として活用を図ります。事業に参加し、施設を利用することで交流が生まれ、横のつながりだけでなく、多世代の交流となり、それが地域力の向上につながっていけると考えています。

また、地域の人材を発掘し、育成していくことで地域課題解決に向けた講座(勉強会)や、資源を活かした「自然・歴史・文化」を最大限に活用して従来の「自分たちのまちは自分たちでつくる」という住民自治の理念に基づき、地域づくり活動に活かしていきたいと考えています。

(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

余呉地域づくり協議会は自治会や各種活動団体と連携し活動していますので、地域のニーズや課題に迅速に取り組みことができます。

その協力体制を活かし、地域住民が気軽に立ち寄れ、気軽に利用できる施設・住民の交流やコミュニティの場になる施設・情報が集まり、発信していける施設、そんな施設を目指しています。

また、地域の活動や活性化に向けてのきっかけ作りとなるような講座やイベントの開催を展開していきたいと思います。

地域づくりやまちづくりは短期間で成果が見えるものではありません。
この先何年、何十年とかけて作り上げていき、住民自治の基本理念に沿って、地域づくり活動をしていきたいと考えています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことです。

別表

余呉まちづくりセンター等維持管理業務仕様一覧

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、以下のとおりとする。なお、これらの業務以外にも、日常的に施設の目視点検・巡視点検や、軽微な清掃等を行うこと。また、建築物・設備・備品等に破損・不具合が発生した場合は、必要な修繕を行い、すみやかに当市に報告すること。

・余呉まちづくりセンター

区分	業務項目	業務内容	頻度
1 建築物の 保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
2 建築設備 等の保守 管理	ガスヒーポン保守点検	ガスヒーポン標準保守点検、フロン点検(1回/3年)	1回/年
	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
3 備品等の 保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
4 清掃業務	施設内定期清掃	床面掃き掃除、掃除機がけ	全館 随時
		床面ワックスがけ	全館 1回/年
		ガラス磨き上げ	全館外回りガラス部分(外側・内側) 1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトペーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除	1回/日
	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除 自動ドアのガラス磨き上げ	1回/日
	事務所受付のガラス清掃	事務所受付のガラス磨き上げ	1回/日
	施設周辺の清掃	敷地内の除草及び清掃	随時

	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
5 除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	10cm以上の降雪時 随時
6 保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	通年
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	通年
7 駐車場管理業務	駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時
	迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車防止	随時

・余呉屋内グラウンド

区分	業務項目	業務内容	頻度
1 建築物の保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
2 建築設備等の保守管理	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
3 備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
4 スポーツ施設機能の維持管理	グラウンド面の維持管理	人工芝の劣化確認・清掃	随時
		床面掃除	随時
		ガラス磨き上げ 全館外回りガラス部分（外側・内側）	1回/年
		電球切れ・点灯状況等の確認、電球等の交換	1回/月
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトペーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除	2回/週

	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除	1 回/月
	施設周辺の清掃	敷地内の除草及び清掃	随時
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
5 除雪業務	施設の玄関周辺・ 駐車場等の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	10cm 以上の 降雪時 随時
6 保安警備 業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	通年
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	通年
7 駐車場管 理業務	駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時
	迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車の防止	随時

余呉まちづくりセンター危機管理マニュアル

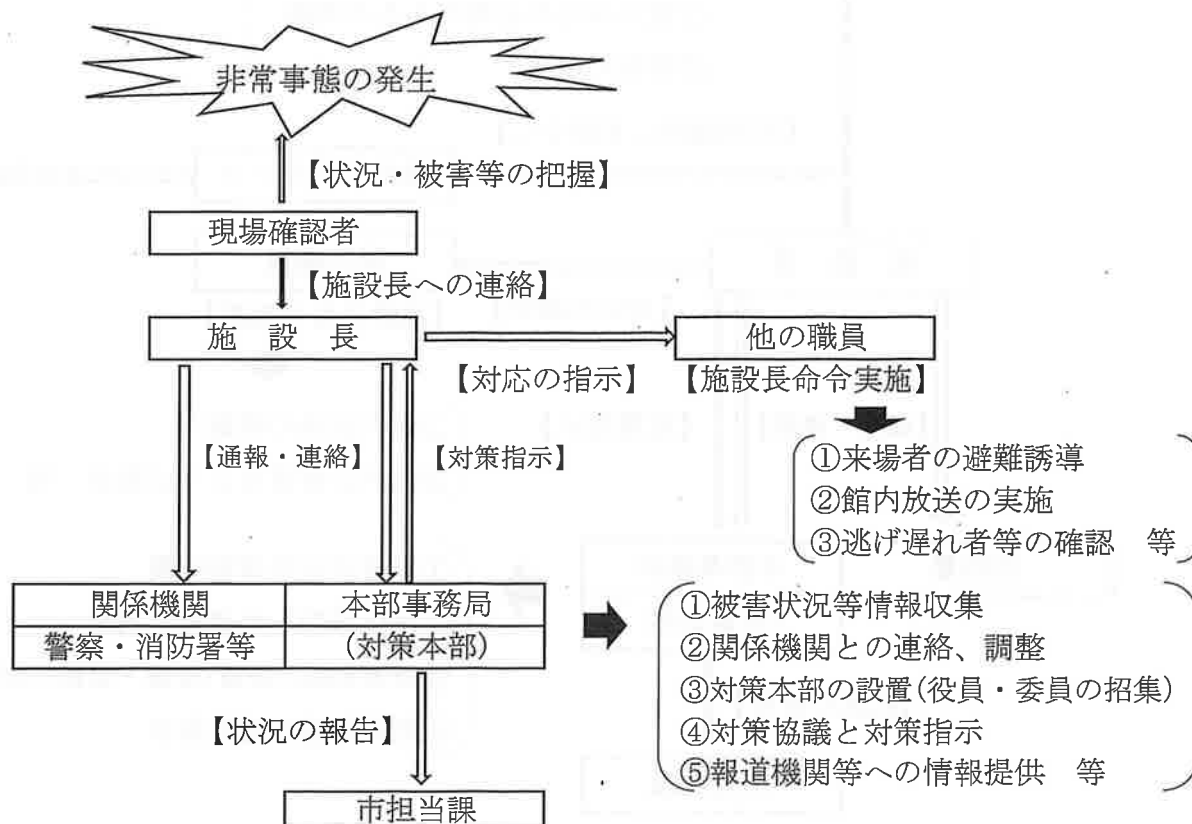
緊急・非常時対応マニュアル

①停電、突発的な設備・機器の故障、不審者の侵入、けが人の発生等の緊急・非常時については、下記の「緊急・非常事態基本体制フロー」のとおり対応するものとする。

②情報収集・管理については、施設長(不在時は代わりになりうる職員)が当たるものとする。

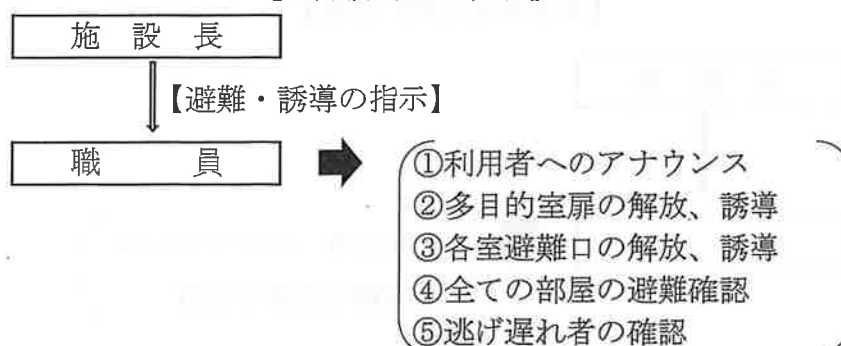
③重大事故が発生した場合、速やかに事故対策本部を事務局に設置し、本部長には会長が当たるものとする

【緊急・非常時の基本体制フロー】



④緊急時における、各サークル室や会議室等使用時の観客の速やかな避難誘導が最も重要となる。避難誘導は以下の任務を速やかに行う。

【避難誘導時の任務】



【留意点】

※できる限り大きな声で広範囲に呼びかける。

※ゆっくり焦らず、毅然とした態度で避難誘導を行う。

※館内放送はゆっくり、はっきりした声で、避難が必要な旨を伝える。

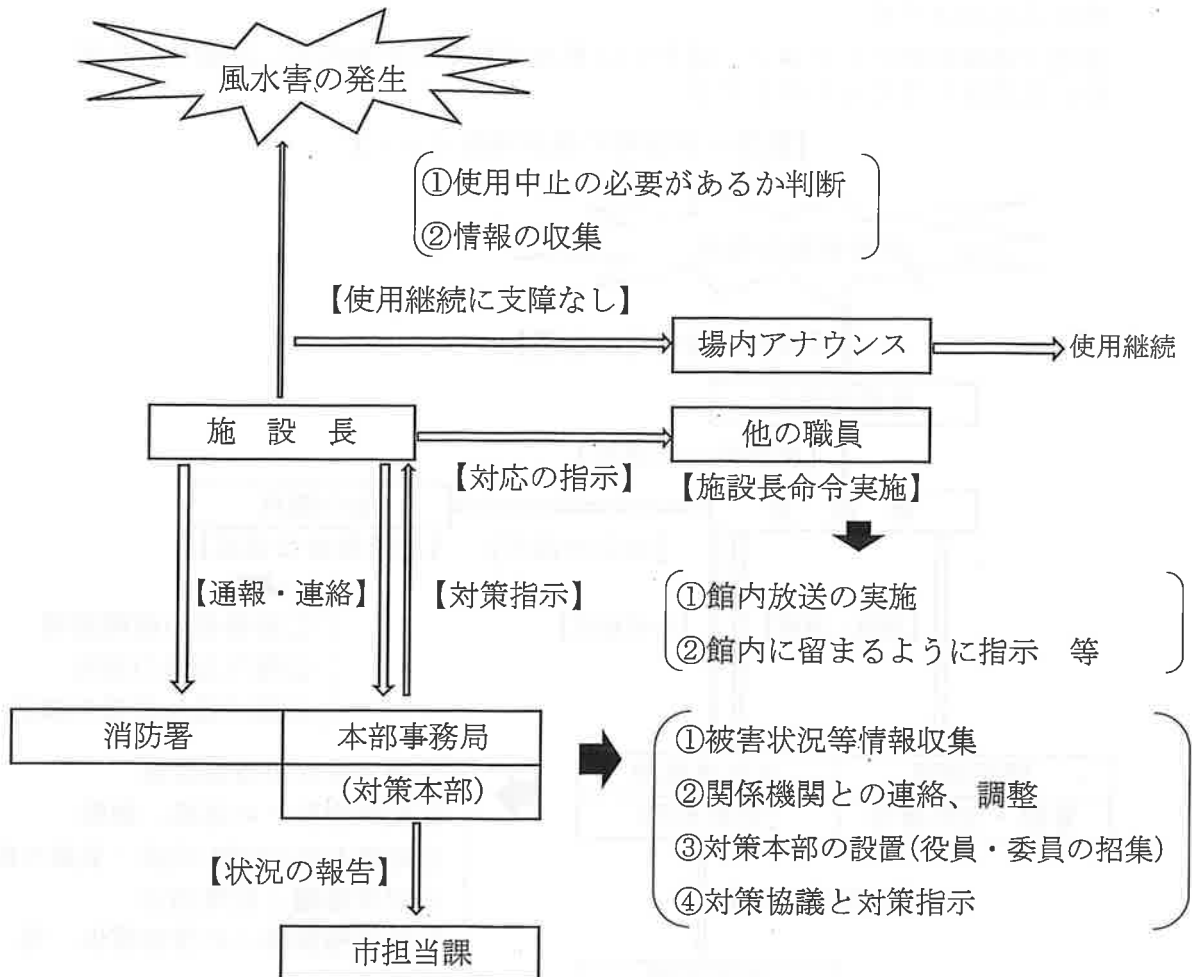
※施設長は状況を把握した上でしっかりと職員に伝え、避難誘導の指示を出す。

余呉まちづくりセンター危機管理マニュアル

風水害発生時対応マニュアル

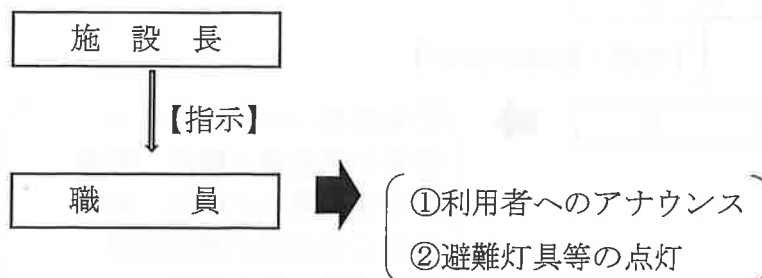
【風水害時の基本体制フロー】

①台風等、事前に情報がわかっているときは使用中止等の判断が必要となる。



②風水害時には安全の確保として、施設内に留まるのがもっとも安全となる。

【風水害発生時の任務】



【留意点】

※職員は毅然とした態度で、施設内に留まるよう呼びかける。

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	指定管理料	13,139	13,139	13,139	13,139	13,139	65,695
	利用料金収入	837	857	877	897	937	4,405
	その他の収入	47	47	47	47	47	235
	小計（指定管理業務）	14,023	14,043	14,063	14,083	14,123	70,335
	自主事業収入						
	合計	14,023	14,043	14,063	14,083	14,123	70,335

(単位：千円)

2 支出	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	人件費	7,995	8,137	8,237	7,699	8,177	40,245
	維持管理費	5,728	5,606	5,526	6,084	5,646	28,460
	修繕費	300	300	300	300	300	1,500
	その他の支出						
	小計（指定管理業務）	14,023	14,043	14,063	14,083	14,123	70,335
	自主事業費						
	合計	14,023	14,043	14,063	14,083	14,123	70,335

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	13,139	
利用料金収入	837	過去の実績からの算定
その他	47	コミュニティ印刷等
・・・		
計	47	
小計（指定管理業務）	14,023	
自主事業収入		
合計	14,023	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	7,995	
維持管理費		
消耗品費	250	事務用品、掃除用品等
燃料費	370	ガス、灯油、ガソリン
光熱水費	1,920	電気、上下水道
通信運搬費	240	電話、ネット回線、切手、自火報
手数料	30	ピアノ調律、振込等手数料
保険料	240	公民館保険、体育施設、自動車保険
委託料	1,648	12条点検、躯体点検、セキュリティ等
使用料・賃借料	260	カーリース、NHK、マット等
備品購入費	50	
負担金	10	資格更新等
公課金	710	消費税及び法人税等
計	5,728	
修繕費	300	
その他		
・・・		
計		
小計（指定管理業務）	14,023	
自主事業費		
合計	14,023	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	13,139	
利用料金収入	857	
その他	47	
・ ・ ・		
計		
小計（指定管理業務）	14,043	
自主事業収入		
合計	14,043	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	8,137	
維持管理費		
消耗品費	350	事務用品、掃除用品等
燃料費	370	ガス、灯油、ガソリン
光熱水費	1,920	電気、上下水道
通信運搬費	240	電話、ネット回線、切手、自火報
手数料	30	ピアノ調律、振込等手数料
保険料	240	公民館保険、体育施設、自動車保険
委託料	1,405	12条点検、躯体点検、セキュリティ等
使用料・賃借料	260	カーリース、NHK、マット等
備品購入費	80	
負担金	0	
公課金	711	消費税及び法人税等
計	5,606	
修繕費	300	
その他		
・ ・ ・		
計		
小計（指定管理業務）	1,4043	
自主事業費		
合計	14,043	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	13,139	
利用料金収入	877	
その他	47	
・ ・ ・		
計		
小計（指定管理業務）	14,063	
自主事業収入		
合計	14,063	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	8,237	
維持管理費		
消耗品費	300	事務用品、掃除用品等
燃料費	370	ガス、灯油、ガソリン
光熱水費	1,920	電気、上下水道
通信運搬費	240	電話、ネット回線、切手、自火報
手数料	30	ピアノ調律、振込等手数料
保険料	240	公民館保険、体育施設、自動車保険
委託料	1,374	12条点検、躯体点検、セキュリティ等
使用料・賃借料	260	カーリース、NHK、マット等
備品購入費	80	
負担金	0	
公課金	712	消費税及び法人税等
計	5,526	
修繕費	300	
その他		
・ ・ ・		
計		
小計（指定管理業務）	14,063	
自主事業費		
合計	14,063	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		13,139	
利用料金収入		897	
その他	その他	47	
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		14,083	
自主事業収入			
合計		14,083	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		7,699	
維持管理費	消耗品費	250	事務用品、掃除用品等
	燃料費	370	ガス、灯油、ガソリン
	光熱水費	1,920	電気、上下水道
	通信運搬費	240	電話、ネット回線、切手、自火報
	手数料	30	ピアノ調律、振込等手数料
	保険料	240	公民館保険、体育施設、自動車保険
	委託料	2,011	12条点検、躯体点検、セキュリティ等
	使用料・賃借料	260	カーリース、NHK、マット等
	備品購入費	50	
	負担金	0	
	公課金	713	消費税及び法人税等
	計	6,084	
修繕費		300	
その他	その他		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		14,083	
自主事業費			
合計		14,083	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	13,139	
利用料金収入	937	
その他	47	
・・・		
計	47	
小計（指定管理業務）	14,123	
自主事業収入		
合計	14,123	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	8,177	
維持管理費	消耗品費	350 事務用品、掃除用品等
	燃料費	370 ガス、灯油、ガソリン
	光熱水費	1,920 電気、上下水道
	通信運搬費	240 電話、ネット回線、切手、自火報
	手数料	30 ピアノ調律、振込等手数料
	保険料	240 公民館保険、体育施設、自動車保険
	委託料	1,374 12条点検、躯体点検、セキュリティ等
	使用料・賃借料	260 カーリース、NHK、マット等
	備品購入費	137
	負担金	10 資格更新等
	公課金	715 消費税及び法人税等
	計	5,646
修繕費	30	
その他		
・・・		
計		
小計（指定管理業務）	14,123	
自主事業費		
合計	14,123	

注 事業年度ごとに記入してください。